

# 地域福祉フォーラム設置支援事業助成金について

## 1. 地域福祉フォーラム設置支援事業助成金について

### (1) 対象となる事業

小域地域福祉フォーラム並びに基本地域福祉フォーラムの設置及び設置後初期の運営・活動経費を助成対象とします。

(具体例)

- ア 会議（フォーラム、住民座談会、タウンミーティング、懇話会、シンポジウム等）の開催
- イ フォーラム構成員、市町村等との連絡調整
- ウ 活動拠点となる事務所の設置及び維持管理
- エ フォーラムを通じて実施される具体的活動・取組み

＜小域地域福祉フォーラムにおける具体的活動・取組みの一例＞

- ①サロン活動
- ②子ども食堂
- ③学習支援
- ④防災訓練
- ⑤防犯パトロール

＜基本地域福祉フォーラムにおける具体的活動・取組みの一例＞

- ①地域福祉活動計画の策定
- ②災害ボランティアセンター運営訓練
- ③他法人・施設との連携・協働型による取組み(買い物支援 等)

※ただし、具体例以外でも本事業の趣旨、目的に合致した事業であれば対象とします。

### (2) 対象となる経費・期間

ア 対象経費	・ 上記（１）の実施に直接要する経費 （会議費、旅費、諸謝金、需用費、役務費、賃借料、備品購入費等）
イ 助成期間	・ 原則３年間。ただし申請地区の希望に応じて２～５年間の範囲内での助成も可能。 ※コロナ禍の影響により活動が休止または延期が生じた場合には、変更申請により５年を超える期間の延長を認めています。
ウ 助成限度額	・ １地区あたり総額６０万円以内 ・ 各年度の助成額は申請地区の事業計画に基づき助成

### ★活動費の再助成について

「地域福祉フォーラム設置支援事業助成金」助成期間終了後の活動費を助成する制度として「地域福祉フォーラム活動支援事業助成金（再助成）」を設けております。

再助成は１地区あたり総額３０万円以内を助成限度額としており、助成期間は１～５年度の範囲内で設定できることとしております。

## <小域地域福祉フォーラムにおける助成金申請までの大まかな流れ（一例）>

地区社協等で小域地域福祉フォーラムに取り組むかどうかを検討 ⇒ 取り組むことを決定

↓ ※必要に応じて市町村社協へ相談しながら進める

地域福祉フォーラムの助成申請手続き

↓ ※申請手続き・事業報告は毎年度おこなう

地域にある関係団体等に地域福祉フォーラムへの参加を呼びかけ

↓ ※参加団体は適宜増やしていくことも可

地域福祉フォーラム（話し合いの場）の開催 ※オンライン開催可

**各団体の相互理解・ネットワークの構築を進める**

- 市町村における生活・福祉課題等の把握、これからの地域づくりについての検討等
- 住民座談会、タウンミーティング
- 住民アンケート
- シンポジウム、研修会、勉強会 等々

※これらの取り組みにも助成金を活用できます。

↓

地域の課題解決や住民ニーズ実現のための方策の具体的検討・協議・共有化等

↓

具体的な取り組みへ

取り組み内容(例)	主な助成金の用途
サロン活動	運営に必要な資機材の購入費等 (消毒液、エプロン、コーヒーマーカー、テーブル、アクリルパーテーション、看板、のぼり旗、広報用チラシ 等)
子ども食堂	運営に必要な資機材の購入費等 (消毒液、エプロン、キッチン用品、テーブル、アクリルパーテーション、看板、のぼり旗 広報用チラシ 等)
学習支援	運営に必要な資機材の購入費等 (消毒液、教材費、テーブル、アクリルパーテーション、広報用チラシ 等)
防災訓練	訓練時に着用するビブス、ヘルメット、のぼり旗、その他資機材の購入費 等
防犯パトロール	パトロール時に着用するビブス、その他資機材の購入費 等

助成金は買い物支援活動費、独居高齢者の見守り活動費、会議及び活動のオンライン化に係る整備費等にも活用できます。

## <基本地域福祉フォーラムにおける助成金申請までの大まかな流れ（一例）>

市町村社協等で基本地域福祉フォーラムに取り組むかどうかを検討 ⇒ 取り組むことを決定



地域福祉フォーラムの助成申請手続き



※申請手続き・事業報告は毎年度おこなう

市町村内の関係団体等に地域福祉フォーラムへの参加を呼びかけ



※参加団体は適宜増やしていくことも可

地域福祉フォーラム（話し合いの場）の開催 ※オンライン開催可

**各団体の相互理解・ネットワークの構築を進める**

- 市町村における生活・福祉課題等の把握、これからの地域づくりについての検討等
- 住民座談会、タウンミーティング
- 住民アンケート
- シンポジウム、研修会、勉強会 等々

※これらの取り組みにも助成金を活用できます。



市町村内の課題解決や住民ニーズ実現のための方策の具体的検討・協議・共有化等



具体的な取り組みへ

取り組み内容(例)	主な助成金の用途
地域福祉活動計画の策定	計画策定に係る費用等 (計画策定委員会委員への謝礼金、計画冊子の印刷費 等)
災害ボランティアセンター 一運営訓練	訓練時に着用するビブス、ヘルメット、その他資機材の購入費 等 ※有事に備えたスコップ等の購入費に充てることも可
他法人・施設との連携・ 協働型による取り組み (買い物支援 等)	連協・協働型の取り組みに向けた会議に係る費用、実際の取り組み に係る費用 等 ※市町村全域を対象とせず、一部地域でモデル的に実施する取組 みであっても助成金を活用できます。

## 2. 地域福祉フォーラムとは？

「地域福祉フォーラム」は、平成16年3月に策定された「第一次千葉県地域福祉支援計画」の中で初めて盛り込まれた、千葉県独自の地域福祉を推進するための施策です。これは現計画である第四次計画（令和5～令和8年度）にも引き継がれています。具体的には、地域福祉に関係する様々な分野の団体や個人が参加・協働し「地域づくりのあり方・取り組み方を考えていく場（話し合いの場、協働の場）」のことを指します。

地域福祉フォーラムには圏域別に次の種類があります。

(1) 小域地域福祉フォーラム	小学校区もしくは中学校区等の生活圏域を単位
(2) 基本地域福祉フォーラム	各市町村単位
(3) 千葉県地域福祉フォーラム	千葉県全域（※「地域福祉ちば県民会議」の名称で開催）

## 3. 地域福祉フォーラムの組織形態や参加メンバーは？

地域福祉フォーラムの組織形態は地域の実情に応じた形態で良いこととなっています。また、参加メンバー（参加を呼び掛ける団体等）も地域の特性に合わせて構いません。

このうち小域地域福祉フォーラムについては、これまで千葉県が推進してきた「地域ぐるみ福祉ネットワーク」で構築された地区社会福祉協議会（支部・支会を含む）が中心となって進め、地区社協以外の様々な福祉関係団体、新たな地域福祉の担い手や福祉以外の分野の団体等に参加を呼びかけて開催する形態や、地区社協も含めた新たな組織を立ち上げるといったやり方が考えられます。

○これまで設置したほとんどの小域地域福祉フォーラムは地区社協が中心となって取り組んでおり、地域の様々な団体に参加を呼びかけて地域福祉フォーラム（話し合いの場）を開催するという形態です。

○少数ですが、NPO団体や地域の市民活動団体が主体となったケースもありますが、この場合も地区社協は地域福祉フォーラムのメンバーの一員として話し合いの場に参加しています。

⇒地区社協以外の新たな組織を作らなければいけないということではありません

### (1) 参加メンバーについて

次のような地域福祉・地域づくりに関係する個人・団体等が想定されます。

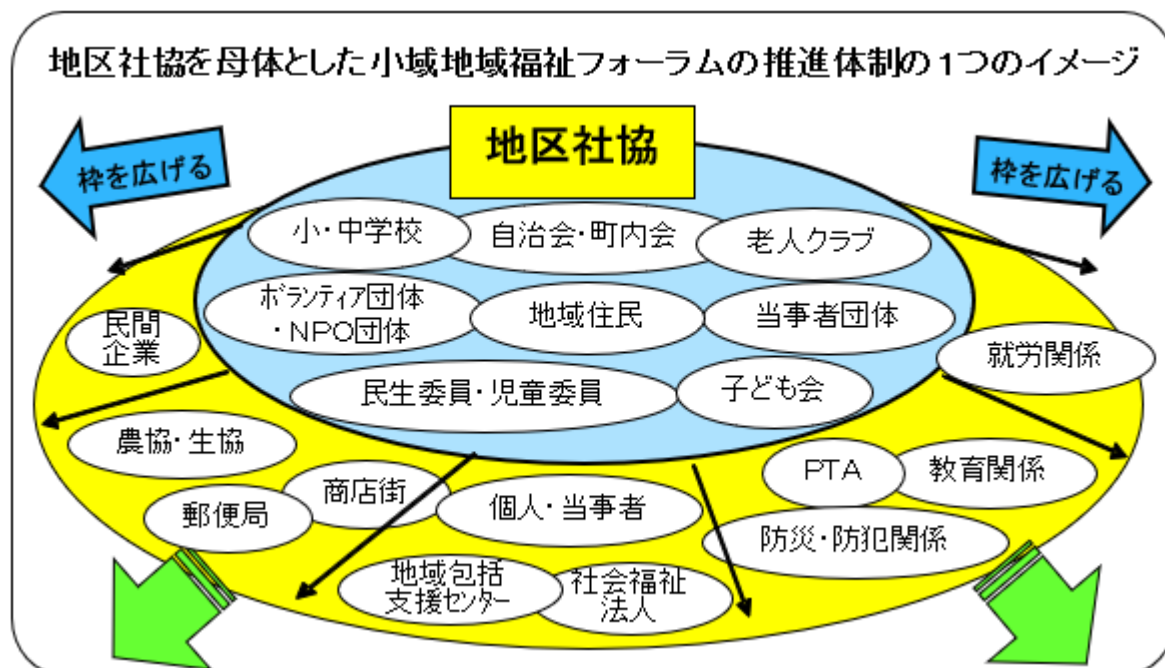
これまで地域福祉を担ってきた個人・団体等	地域住民、市町村および地区社会福祉協議会（支部・支会・地区部会含む）、当事者、自治会・町内会、子ども会、民生委員・児童委員、NPO団体、ボランティア団体、社会福祉法人（福祉施設・事業所等）、老人クラブ、保健医療福祉分野の従事者、里親、医療機関、学校など
新たな地域福祉の担い手	農協、生協、郵便局、商店街、消防団、株式会社など
福祉以外の各分野の団体・個人	防災、防犯、就労、教育などの関係機関など

また、上記以外の団体や個人であっても参加を希望すれば誰でも自由に参加できることを前提とします。地域福祉を推進するための話し合いの場となるよう、できるだけ様々な団体や個人が参加することが望ましいと言えます。

## (2) 事務局機能について

小域地域福祉フォーラムについては、これまでの小地域における活動で培ったネットワークを活用することが望まれることから、地区社会福祉協議会（支部・支会・地区部会含む）は事務局機能を担いながら、地域福祉フォーラムを中心的に進めていく役割が期待されています。

### 地域福祉フォーラムの参考イメージ図（一例）



⇒ 今ある地区社協の構成メンバーからさらに枠を広げ、これまで地区社協とは関係性が薄かった団体や個人・当事者等にも参加を呼びかけ、自分たちの地域のことを一緒に考える機会（話し合いの場）として地域福祉フォーラムに取り組むイメージ。

#### 4. 現在の県内での設置状況について

令和6年3月1日現在、36市町の基本地域福祉フォーラムと355地区の小域地域福祉フォーラム（計391フォーラム）が設置・展開されています。

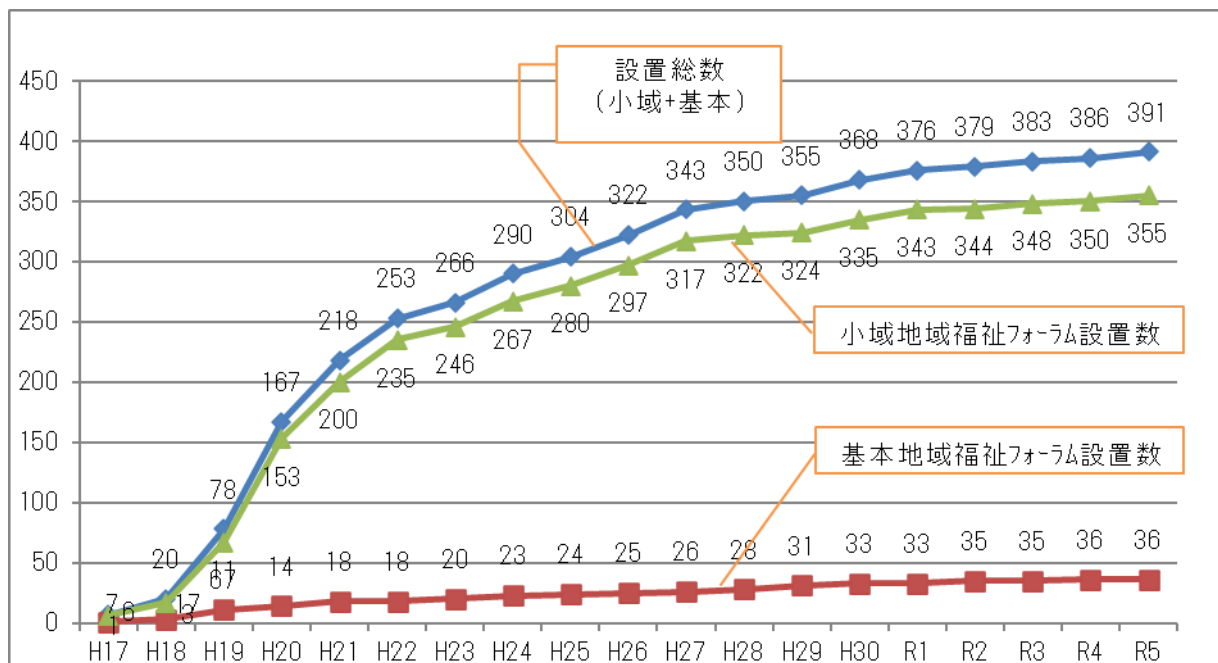
市町村名	基本フォーラム	小域フォーラム ※うち0内は再助成活用フォーラム数	地区社協数 (参考値)	市町村名	基本フォーラム	小域フォーラム ※うち0内は再助成活用フォーラム数	地区社協数 (参考値)
千葉市	○	52(2)	68	八街市	○	9	9
銚子市			13	印西市	○		8
市川市	○	6	14	白井市	○	7	9
船橋市	○	9	24	富里市	○	2	8
館山市	○	6	15	南房総市	○	13	7
木更津市	○	15	15	匝瑳市	○	11(4)	11
松戸市	○	10(3)	15	香取市	○	23(5)	23
野田市			22	山武市	○	13	13
茂原市	○	13	13	いすみ市		1	12
成田市		4	16	大網白里市	○	5	5
佐倉市	○	10(3)	14	酒々井町	○		0
東金市		2	12	栄町	○	1	0
旭市	○	8	16	神崎町	○		2
習志野市	○	13(1)	16	多古町	○		6
柏市		3	22	東庄町			4
勝浦市			4	九十九里町	○	2	2
市原市		46	11	芝山町		2	7
流山市			17	横芝光町		6	7
八千代市	○	7(2)	21	一宮町	○	5	5
我孫子市	○	3(1)	6	睦沢町	○		2
鴨川市	○	13	13	長生村	○		0
鎌ヶ谷市		1	6	白子町	○		3
君津市	○	8	8	長柄町		1	2
富津市		2	11	長南町		2	4
浦安市	○	10	11	大多喜町		5	5
四街道市	○	6(1)	6	御宿町	○		3
袖ヶ浦市			6	鋸南町	○		3
※市原市の小域フォーラム数=地区社協内の小学校区での小域フォーラム設置数(市内小学校区は全46校区)				合計	36	355(22)	575

## 5. 地域福祉フォーラムの設置状況の推移について

地域福祉フォーラムの新規設置状況（助成金交付決定数）

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
基本	1	2	8	3	4	0	2	3	1	1	1	2	3	2	0	2	0	1	0	36
小域	6	11	50	86	47	35	11	21	13	17	20	5	2	11	8	1	4	2	5	355
合計	7	13	58	89	51	35	13	24	14	18	21	7	5	13	8	3	4	3	5	391

地域福祉フォーラム設置状況（令和6年3月1日現在）



### ◎令和5年度の助成について

応募受付期間：令和6年3月下旬～11月末日まで

※令和6年度の「地域福祉フォーラム設置支援事業助成金」及び「地域福祉フォーラム活動支援事業助成金(再助成)」の募集要項は、千葉県社会福祉協議会ホームページに掲載しているほか、各市町村社会福祉協議会にも通知しています。

#### 【地域福祉フォーラムに関するお問い合わせ先】

千葉県社会福祉協議会 地域福祉推進部 地域福祉推進班

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番5号 千葉県社会福祉センター内

TEL 043-245-1102 FAX 043-244-5201

E-mail chiiki@chibakenshakyō.com